


契約条項兼重要事項説明書

裏面もあわせて本書面の内容をよくお読みください。

電気事業法第2条の13および特定商取引に関する法律第4条の規程に従い、電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明いたします。

取次業者（契約当事者）		代表取締役社長 山本 隆行
 株式会社エネアーク中部		〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-5-11 名古屋伊藤忠ビル6F TEL 052-218-7617
<input type="checkbox"/> 金沢営業チーム 〒921-8013 石川県金沢市新神田4-5-31 TEL. 050-3629-4722		<input type="checkbox"/> 加賀営業チーム 〒922-0857 石川県加賀市永井町49-19 TEL. 0761-73-8214
営業時間	月曜日～金曜日（祝祭日、当社の指定する休日を除く）9:00～17:30	
電話でのお問い合わせ窓口：月曜日～金曜日（祝祭日、当社の指定する休日を除きます。）9:00～17:30 メールでのお問い合わせ： EAchubu_Power@enearc.co.jp		
小売電気事業者（小売電気事業者登録番号：A0366 以下「本小売電気事業者」といいます。）  株式会社エネクスライフサービス 電話でのお問い合わせ窓口：03-4233-8320 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日、当社の指定する休日を除きます。）9:00～17:30 メールでのお問い合わせ：ELS_customer@grp.itcenex.com 停電時のお問い合わせ窓口：地域を管轄する一般送配電事業者までお問い合わせをお願いいたします。		
申込方法	当社指定の申込書（Webサイト申込フォームを含みます。）に必要事項記載の上、提出していただきます（以下、申込書および電気需給約款をあわせて、「本契約」といいます）。	
契約期間	1年（供給開始日から1年目の日まで）。なお、契約期間中にお客さまの申し出により本契約を終了する場合は、当社または切り替えを希望される新たな小売電気事業者にその旨を通知していただく必要があります。	
契約更新の取扱	契約期間満了日に先だってお客さま、または当社から解約の申し出がないときは同条件にて自動的に1年間本契約が更新されます。ただし、お客さまが本契約の更新を希望されない場合は、当社に契約期間満了日の30日前までに申し出るものとします。	
小売供給に係る料金	電気料金は、基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金（燃料費調整額を含みます。）ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金（割引がある場合はその額を引いた額）の合計といたします。基本料金および電力量料金は、お客さまが電気需給契約申込書（以下「申込書」といいます。）に記載されたプランとなります。料金プランおよび電気料金の詳細は、電気需給約款をご参照ください。（ https://chubu.enearcdenki.jp/price-clause ）	
計量方法および料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。①電気の供給を開始または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合、④その他電気需給約款に定める事由が生じた場合は、基本料金等を日割計算いたします。その他の日割計算方法については電気需給約款をご参照ください。	
契約電力・契約電流・契約容量	申込書に記載された契約電力、契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めるところに従い当社、本小売電気事業者とお客さまの協議によって決定されます。	
小売供給開始予定日	供給開始予定日は、当社、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ定められた日といたしますが、原則として、お客さまのお申込をいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。お引越しにより新たに電力の供給を受ける場合の供給開始予定日は、原則としてお客さまの希望した日となります。また、当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事盾によるやむをえない理由によって、あらかじめ定められた供給開始予定日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらかじめお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ供給開始予定日を定めることとします。	
役務の種類・周波数・供給電圧	役務の種類：低圧の電気の供給もしくは電力供給サービスの取次 周波数：標準周波数60Hz、供給電圧：100V / 200V	

請求方法	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社ガスの検針、または当社のウェブサイトを通して、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、毎月末日までに当社にお申し出いただくことにより、かかる電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、ひと月につき165円(税込)を毎月の電気料金に上乗せして支払っていただきます。
料金の支払方法	<p>1.口座振替 お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えます。振替日 各金融機関によって異なりますのでご利用の金融機関へ直接お問い合わせください。</p> <p>2.クレジットカード支払 毎月の料金をクレジットカード会社を通してカード利用代金として請求します。支払日 各カード会社によって異なりますのでご利用のクレジットカード会社へ直接お問い合わせください。</p>
お客さまの申し出による本契約の変更・解約	本契約の変更、中途解約等の申し出は、ご希望日の30日前までに上記お問い合わせ窓口にお電話ください。本契約の変更を希望される場合は速やかに当社に書面でその旨を通知していただきます。ただし、契約電力の変更については、変更希望日の30日前までに当社に書面、電話でその旨を通知していただき、当社の書面での同意が必要となります。また、お客さまによる契約電力の減少が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められた場合には、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対してその精算金を支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第29条をご参照ください。お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知(以下「解約通知」といいます。)することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことにより、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
解約に伴う費用	お客さまのお申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合があります。
工事費等の負担	本契約に基づく供給開始に当たって、一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの求められた場合には、当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。その他お客さまの都合に基づく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、電気需給約款第22条および附則3をご参照ください。
契約に係る注意事項	当社へお申込みいただき当社と新たに契約される場合、お申込前にご利用されていた小売電気事業者(以下「旧事業者」といいます。)との間で締結された契約が解除され、その契約内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、当社へのお申込による小売電気事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
セットメニューに係る注意事項	<p>1.当社または当社の代理店(媒介業者)が提供する商品・サービスの契約を結んでいるお客さまに限り、セットメニューが適用され、その要件を満たさなくなった場合、標準メニューが適用されます。</p> <p>2.セットメニューの適用がある場合で、当社の代理店(媒介業者)と商品・サービスの契約を結んでいるお客さまの場合、当社との契約である本契約と契約の相手方が異なります。</p>
契約締結後の書面交付義務	お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、または契約変更や更新を行った場合、当社が適切と考える方法にて、遅滞なく、お客さまに契約成立の通知書面を送付します。当該通知書面その他、電気需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

	<p>1. 本小売電気事業者がお客さまへの電気の供給をいたします。また、本小売電気事業者がお客さまへ電気を供給するために、本小売電気事業者当社と一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に以下のようなお客さまがお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が本契約を解除し、または一般送配電事業者により電気の供給が停止され、他の小売電気事業者等に切替えていただく場合がございます。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款第5条、第6条第1項、第17条、第18条第1項から第8項および第26条第3項をご参照ください。</p> <p>(重要部分抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、当社および一般送配電事業者に通知すること。 ・電気工作物の改修・検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者の従業員が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること。 ・電力負荷測定に必要な通信設備の設置場所等お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること。 ・お客さまの電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくことがあります。 ・お客さまに電気計器その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用を負担いただく場合があること。 <p>2. お客さまが以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、本契約を解除することがあります。この場合、お客さまが引き続き電気の供給を受けることを希望されるときは、速やかに他の小売電気事業者等に対して、小売供給契約または電気の供給が義務付けられている特定小売供給を行う小売電気事業者に対して、特定小売供給契約を申し込むことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまが料金(当社との他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。))も含みます。)の支払期日を20日経過してなお支払わない場合 ・お客さまが電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給約款に違反した場合 ・お客さまが当社または当社の代理店(媒介業者)とのガスの使用契約その他の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもなお支払いがない場合 ・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力と判断される状態となった場合 ・託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合 ・差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合 ・破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合 <p>3. 燃料費調整制度は、お客さまの契約地点に応じ、当社が約款に定める燃料費調整制度に従い燃料費調整を行う。また当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、見直しを行う。</p> <p>4. 支払期限を過ぎてもお支払いいただけない場合は、翌月の電気料金に遅延損害金(年利6%)を上乗せして請求するものとします。遅延損害金は以下の計算式により計算いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅延損害金=遅延した電気料金(再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き、税抜きとします。)×年利6%×(遅延日数÷365) <p>5. お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</p> <p>6. 本小売電気事業者がお客さまに当電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または本小売電気事業者が施設する場合、その費用について、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえお客さまに請求し、当社の指定する方法によりこれを支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第21条第1項および附則3をご参照ください。</p> <p>7. 当社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、本契約は何らの行為を要することなく、直ちに、当社から電気の供給を受ける内容に変更となります。この場合、当社は、約款変更に関する手続きに従うものとします。ただし、当社が本小売電気事業者との取次委託契約の終了時点において、小売電気事業者の登録をしていない場合には、本契約は何らの行為を要することなく、直ちに需給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から本小売電気事業者に変更となります。この場合、当社はあらかじめその旨その他必要な事項を本小売電気事業者にかかわってお客さまに書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と考える方法」といいます。)により通知するものとし、この変更が生じた後、本小売電気事業者は遅滞なくその旨その他必要な事項をお客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとします。なお、いずれの場合においても変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等とします。</p>
<p>約款変更に関する事項</p>	<p>1. 当社は、電気需給約款または電気料金メニュー約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 電気需給約款または電気料金メニュー約款の変更をしようとし、または変更した場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 ・契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 <p>3. 2.にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニュー約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて (例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1~3月の貿易統計価格					6月分 電気料金			
2~4月の貿易統計価格					7月分 電気料金			
3~5月の貿易統計価格					8月分 電気料金			

- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（79,800円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

燃料費調整について

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
79,800円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 =(平均燃料価格-79,800円/kl)×基準単価/1,000
79,800円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 =(79,800円/kl-平均燃料価格)×基準単価/1,000

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100\text{円未満四捨五入})$$

A：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格	α ：0.0415
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格	β ：0.0745
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格	γ ：1.2499

- 基準単価は下記の通りとなります。

基準単価（1キロワット時につき）16銭5厘

- 燃料調整額には上限値がありません。各月に適用する燃料費調整単価は適用の2ヵ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。



■クーリング・オフに関するお知らせ（個人のお客さまに限ります。）

1. お客さまが訪問販売で申し込みされた場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件で申し込みの撤回または本契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面または電磁的記録を発信した時から発生します。
2. この場合、
 - ①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。
 - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
 - ⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合、書面（ハガキ等）または電磁的記録（電子メール等）により当社宛に郵送してください。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては以下のとおりお願いいたします。

- ホームページ (<https://chubu.enearc.co.jp/contact/form/>)
- E-MAIL (EChubu_Power@enearc.co.jp)